

第3節 職員の任用

I 平成13年度における職員の任用

職員の任用については、金融制度に関する企画立案や民間金融機関等に対する検査・監督等の業務を的確に遂行し、国民に信頼される金融行政を実施していくとの観点から、金融庁長官の任命権の下、財務省財務局等において検査・監督事務に従事してきた金融行政経験の豊かな人材に加えて、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、金融実務経験者など民間の専門家の登用や財務省以外の省庁との幅広い人事交流等、様々な分野からの人材確保を行っている。

13年度の人事異動に際しても、引き続き様々な分野からの人材確保に努めるとの観点から、新規の分野から人材を受け入れたところであり、①民間からの採用19名（弁護士2名、公認会計士4名、不動産鑑定士1名、NTT東日本から1名、民間シンクタンク等から3名、非常勤職員からの登用8名）、②政府関係機関等との人事交流2名、③財務省以外の中央省庁との人事交流2名を行った。

なお、このうち弁護士2名、公認会計士4名、不動産鑑定士1名、民間シンクタンク等からの3名については、『任期付職員法』に基づき採用した。

また、非常勤職員として、金融実務経験者24名（総務企画局3名、検査局6名、監督局3名、証券取引等監視委員会事務局12名）を採用した。

II 平成14年度の体制整備に伴う職員の任用

14年度において、金融庁に134名の新規増員が認められた。これに伴う任用については、年度中を通じて、順次実施していくこととなっているが、既に、14年4月以降、国家公務員採用試験合格者から26名を新たに採用したほか、新たに、財務省以外の中央省庁から3名を受入れ、また、情報処理技術者1名を『任期付職員法』により採用し、非常勤職員から8名を登用した。更に、6月には、弁護士1名、公認会計士1名及び情報処理技術者1名を『任期付職員法』により採用予定であり、また、非常勤職員からの登用が4名予定されているところである。

(参 考)

○民間からの人材登用 (14. 5. 31現在)

| 職 務 内 容 等 | 在職者 |
|-----------------|-----|
| (常勤職員) | |
| 弁護士 (任期付職員法) | 3 |
| 公認会計士 (56名在職職法) | 13 |
| 不動産鑑定士 (任期付職員法) | 1 |
| 金融実務経験者等 | 33 |
| (非常勤職員) | |
| 商法学者 | 1 |
| 企業会計制度・企業経理分析 | 1 |
| モニタリング体制の整備 | 3 |
| デリバティブ取引、システムリ | 15 |
| スク等に関する検査 | |
| 金融工学等に関する研究 | 2 |
| 計 | 72 |

○財務省以外の省庁との人事交流

(14. 5. 31現在)

| 省 庁 名 | 在職者 |
|---------|-----|
| 会計検査院 | 2 |
| 内閣府 | 4 |
| 警察庁 | 8 |
| 総務省 | 4 |
| 公正取引委員会 | 2 |
| 法務省 | 11 |
| 外務省 | 1 |
| 文部科学省 | 1 |
| 厚生労働省 | 5 |
| 農林水産省 | 7 |
| 経済産業省 | 6 |
| 国土交通省 | 1 |
| 海上保安庁 | 1 |
| 最高裁判所 | 5 |
| 計 | 58 |

○その他政府関係機関等との人事交流 21名

(14. 5. 31現在)